

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月30日

【事業年度】 第16期（自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日）

【会社名】 株式会社レーサムリサーチ

【英訳名】 RECRM RESEARCH Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 中 剛

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03(5326)3706

【事務連絡者氏名】 常務取締役 都 筑 直 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03(5326)3706

【事務連絡者氏名】 常務取締役 都 筑 直 隆

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年11月29日に提出いたしました第16期(自 平成18年9月1日 至 平成19年8月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記載された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（「中間配当金」という。）をすることができる旨を定款で定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件を変更した事項

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(訂正後)

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、経済の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（「中間配当金」という。）をすることができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(7) 株主総会の特別決議要件を変更した事項

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

以上